



大分県立芸術文化短期大学

Oita Prefectural College of Arts and Culture

**大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との
交流に関する協定書**



大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との 交流に関する協定書

一、名称

本協定の名称は、「大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」と称す）と江漢大学（以下「乙」と称す）との交流に関する協定書」とする。

二、趣旨と目的

大分県立芸術文化短期大学と江漢大学双方は、両大学の相互信頼を基盤として、学術、教育および文化方面の交流を促進し、両学の共同利益と発展に貢献するため、ここに本交流協定を締結する。

三、交流内容

甲乙双方は、相互の教育的必要性に基づき、次に掲げる交流事業を共同で促進する。

- (1) 学術交流。(2) 学生の交流。(3) その他教育的交流。

四、学術交流について

(一) 内容

甲乙は、双方の了解が得られる分野の範囲内で、次のような学術交流を行う。

- 1、共同研究活動。
- 2、学術研究出版物及び資料の交換。
- 3、研究、講義及び学術調査のための教職員の交流

(二) 経費

- 1、学術交流に要する渡航費、滞在費等その他の費用については、原則として、派遣教職員又は派遣大学が負担するものとする。
- 2、受入れ大学は、派遣教職員が教育及び研究を効果的に遂行できるよう、可能な限り、研究室、図書館等の学内施設設備の利用について便宜を提供するものとする。
- 3、受入れ大学は、派遣教職員の宿泊施設の手配について可能な限り努力するとともに、奨学金および補助金の申請に関する情報を提供するよう努力する。

五、学生交流

(一) 交流学生の人数及び期間

- 1、交流する学生は、年間5名以内とする。各学部もしくは学科別受入れ数は、専攻分野等を考慮し決定する。
- 2、留学生の受入れ大学における在学期間は、原則として1年間以内とする。具体的な時期について双方の合意に基づいて決定する。

(二) 選考・学習及び研究計画・身分・交流学生の権利と義務

- 1、交流する学生については、受入れ大学の必要条件を考慮し、派遣大学

が選考するものとする。

- 2、交流する学生の学習及び研究計画は、当該学生の学習歴及び志望を考慮して受入れ大学が決定する。
- 3、講義は、甲は日本語で行い、乙は中国語で行う。
- 4、交流する学生の身分は、交換留学生とする。
- 5、交流する学生は、留学先の大学において、図書館等大学の学生用施設を利用することができる。
- 6、交流する学生は、留学先の大学の学則に従い、指導教官の指導のもとに学習を行わなければならない。

(三)費用と住居について

- 1、交流する学生の検定料、入学料及び授業料は相互に不徴収とし、渡航費、滞在費等その他の費用は、自己負担とする。
- 2、受入れ大学は、適当な宿泊施設の手配に可能な限り努力するものとする。
- 3、本協定は、奨学金の給付を条件としないが、甲乙双方は交流する学生を経済的に援助する奨学金の情報を提供するように努力する。
- 4、留学終了時に受入れ大学は、学習履修歴等について学習証明書を発行する。甲乙双方は当該学生の学習成果について適切な評価を与えることができる。

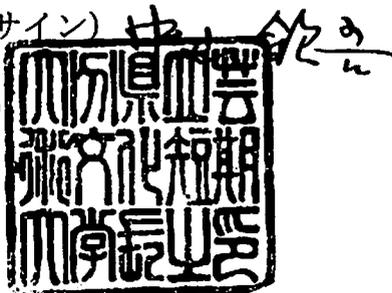
六、その他

- (一) 本協定に基づく各々の事業の実施については、その都度、両大学で十分な協議・取り決めを経て、遂行するものとする。
- (二) 本協定を実施するにあたっては、両大学の自主性を損なわないものとし、両大学とも、他方からいかなる制裁も受けない。
- (三) 本協定は、相互の同意により改正することができる。
- (四) 本協定は、締結の日から5年間有効とする。本協定を修正する場合並びに継続を希望する場合には、双方の協議を経て決定するもの。
- (五) 本協定は、日本語と中国語で作成し、両文書は等しく効力を有する。
- (六) 双方がそれぞれ日本語と中国語で作成された本協定を1部ずつ保管する。
- (七) 本協定は、両大学の代表者が署名した日から効力を発する。

2009年 2月20日

代表人 (サイン)

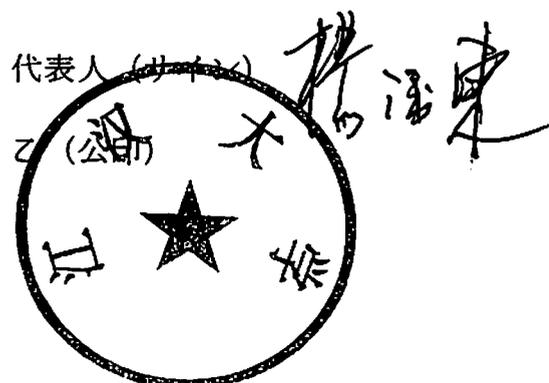
甲 (公印)



09年 2月22日

代表人 (サイン)

乙 (公印)





**江汉大学与大分县立艺术文化短期大学
交流协议书**



大分県立芸術文化短期大学
Oita Prefectural College of Arts and Culture

江汉大学与大分县立艺术文化短期大学交流协议书

甲方：江汉大学

乙方：大分县立艺术文化短期大学

一、名称

本协议书的名称为江汉大学与大分县立艺术文化短期大学交流协议书。

二、宗旨和目的

为了促进甲乙双方在学术、教育以及文化方面的交流，为两校的共同利益和发展作出贡献，双方在相互信赖的基础上缔结本交流协议书。

三、交流内容

甲乙双方基于相互教育的必要性，共同促进下列交流：

- (一) 学术交流；
- (二) 学生交流；
- (三) 其他教育方面的交流。

四、学术交流

(一) 内容

为加深双方的了解，甲乙双方在各自领域内进行以下学术交流活动：

- 1、共同研究活动；
- 2、学术研究出版物及资料的交换；
- 3、从事研究、教学以及考察方面的教职员交流。

(二) 费用

1、进行学术交流所需旅费、滞留费以及其他费用，原则上由所派遣的教职员或者派遣大学负担；

2、接受大学一方为了使派遣大学的教职员达到教育及研究效果，应尽可能地提供研究室、图书室等校内设施。

3、接受大学一方应尽可能为派遣大学的教职员安排好住宿，并为他们获得奖学金、补助金提供必要的信息并给予可能的帮助。

五、学生交流

(一) 交流学生的人数及期限

1、交流学生一年5名以内。

各系接受学生的人数，根据专门研究的领域来决定。

2、留学生在校期限原则上为一年以内，具体时期由双方共同商定。

(二) 选拔、研究计划、身份、交流学生的权利和义务：

1、派遣大学要根据接受一方的必要条件选拔留学生；

2、交流学生的学习研究计划，接受方要根据留学生本人的学历及志愿来决定。

3、授课时，甲方用中国语，乙方用日语。

4、交流学生身份为交换留学生。

5、交流中的学生在留学的大学里，可以利用图书馆等正规大学生能使用的设备。

6、交流学生要遵照留学大学的校规，在指导教师的指导下进行学习。

(三) 有关费用及住房安排：

1、交流学生的审定费、入学费及授课费相互全免。往返机票、生活费等及其他各种费用自理。

2、接受方在可能的情况下为学生安排好住房。

3、本协议不设立奖学金，但甲乙双方应努力为交流学生提供经济援助的奖学金情报。

4、留学结束时，接受一方的学校可发关于修完学分等的证明书。另外，甲乙双方应当对该留学生的学习成果给予适当的评价。

六、其他

(一) 依据本协议开展的各项事业，均须经过甲乙双方充分的协商和决定后才能实施；

(二) 本协议在履行期间，甲乙双方的自主性均不受损失，均有权不接受对方的制裁；

(三) 本协议经过甲乙双方同意可以作出修改；

(四) 本协议自签订之日起有效期为五年，本协议的变更以及续签，须经甲乙双方协商后才能决定；

(五) 本协议用汉语和日语两种文字写成，两种文字具有同等法律效力；

(六) 本协议双方分别保存用汉语和日语写成的协定各一份。

(七) 本协议自甲乙双方签字盖章之日起生效。

代表人（签字）：



Handwritten signature of Party A representative.

代表人（签字）：

乙方（盖章）：

2009年2月20日

